

淨化槽推進室

1. 制度改正の動き

(1) 浄化槽法の一部を改正する法律施行に至る経緯

2019年

6月19日：浄化槽法の一部を改正する法律公布

9月11日：浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令公布
(施行期日を令和2年4月1日とした)

8月～12月：施行に向けた検討会設置及び議論

(全部で5回開催、団体ヒアリングを第2回に実施、パブコメを経て年内とりまとめ)

8月～1月：全国行政担当者会議（検討状況説明、質疑応答）

(全部で3回（8月、11月、1月）開催、質疑内容を検討に反映)

12月：施行に向けた方針案、改正省令案等のとりまとめ

2020年

2月7日：改正省令公布

3月上旬：施行通知・指針の発出

4月1日：改正浄化槽法・省令施行

1

1. 制度改正の動き

(2) 改正浄化槽法の施行に向けた対応方針①

1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

基本的方向性

- 「特定既存単独処理浄化槽」の判断材料となるチェックシートやその評価方法を省令に基づく指針において示し、指針に基づき特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講じる。
- 法定検査結果を基本としつつ、検査未受検浄化槽も、台帳整備や協議会を通じて対象を絞り込み、行政の立入検査を通じて特定既存単独処理浄化槽の判断を実施。

特定既存単独処理浄化槽の判断について ※指針において考え方を示す

- 外形の状況や性能状況、周辺環境への影響から「特定既存単独処理浄化槽」を判断する。
 - ・外形の状況や性能状況：浄化槽本体の破損・劣化、漏水、附帯設備（機材や管渠等）の破損 等
 - ・周辺環境への影響：悪臭等の発生、放流水の水質（透視度）悪化、周辺に飲用井戸 等
- 「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置は、外形の状況や性能状況の不適切な状態が深刻（本体の破損、漏水等）又は複合的（複数の機材交換必要かつ再発の可能性高い）であって、周辺環境への影響が見られる時は、除却を行い浄化槽への交換を求める。
- 不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や付帯設備の交換を求める。

特定既存単独処理浄化槽の把握について

- 法定検査の受検浄化槽について、その結果から対象となり得る浄化槽を把握して、行政が指定検査機関と連携して立入検査を行い把握する。
- 法定検査の未受検浄化槽について、行政が、浄化槽台帳、協議会や報告徴収により得た設置や管理の情報等から浄化槽をスクリーニングして選定。そのうえで、指定検査機関と連携して立入検査を行い把握する。

2

1. 制度改正の動き

(3)改正浄化槽法の施行に向けた対応方針②

2. 浄化槽処理促進区域

- 市町村は、自然的・経済的・社会的な観点から浄化槽で汚水処理すべき地域を浄化槽処理促進区域として積極的に指定すること。浄化槽処理促進区域は、都道府県構想と整合を図ること。
- 浄化槽処理促進区域において、公共浄化槽又は個人設置型浄化槽による事業を選択して浄化槽の整備を積極的に進める。

3. 公共浄化槽

- 設置計画の記載事項(設置場所、種類、規模及び能力等)、各種手続き(設置計画を定める際の土地・建築物所有者への同意、都道府県知事等との協議、接続の廃止等)を省令等で定める。
- 事業に係る原価を踏まえた適切な料金設定、PFI等の民間活用によるコスト削減、公営企業会計の適用を進め、事業内容の市民への周知を行うこと。
- 公共浄化槽の整備手法は、各戸設置が基本。ただし、狭小家屋の密集地域等複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域においては共同浄化槽も組み合わせて柔軟に整備。
- 既存施設(市町村設置整備事業・集落排水施設整備事業)は、市町村が浄化槽処理促進区域を指定する際に区域内に施設が含まれる場合は、公共浄化槽の各種規定が適用される。

4. 浄化槽の使用の休止手続

- 浄化槽使用者の任意の届出で、清掃を要件として法定検査・保守点検・清掃の義務を免除する。
- 休止手続は個別に判断されるが、休止届が必要となり得る休止期間の標準的な目安を「一年以上」としつつ、浄化槽使用者の使用様態に応じて休止届を受理すること。
- 休止前の保守点検(消毒剤の撤去)や清掃(全量引き出し等)の扱いについて明確化する。

3

1. 制度改正の動き

(4)改正浄化槽法の施行に向けた対応方針③

5. 浄化槽台帳の整備

台帳整備の記載項目

- 浄化槽の設置情報の把握のみならず、適切な管理の実施による良好な放流水質の確保の観点から、浄化槽台帳の記載項目を省令等において定める。
 - ・設置届出年月日等の設置に関する情報
 - ・使用開始年月日や休止年月日等の使用に関する情報
 - ・7条検査、11条検査の実施状況(検査不適正等の検査結果含む)
 - ・保守点検の実施状況に関する事項(水質関連情報を含む)
 - ・清掃の実施状況に関する事項(清掃前点検等の水質関連情報を含む)
 - ・その他浄化槽の管理に関し参考となる事項
- 地域の状況に応じて、独自項目の追加やGIS等多機能な質の高い台帳整備等に努めること。

浄化槽台帳の質の向上

- 都道府県知事は、少なくとも11条検査の実施に合わせて年1回は情報更新に努めること。
- 関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については、法施行から3年を目途に整備に努めること。

浄化槽台帳の委託の取扱い

- 浄化槽台帳の作成事務の一部について指定検査機関その他当該事務を適切かつ確実に実施することができるものに委託して行うことができることを省令において定める。
- 関係機関への情報提供について、台帳情報を第三者に提供する行為については、個人情報保護条例に沿った対応を行うこと。

4

1. 制度改正の動き

(5)改正浄化槽法の施行に向けた対応方針④

6. 協議会

- 都道府県及び市町村が、地域の実情にあった「目的の設定」、「構成員の設定」等を行い、協議会を通して各種施策（浄化槽管理者への支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成等）を実施するように促す。
- 省令において、地域の実情に応じた協議会の組織構成に努めることを定める。
- 協議会の設置要綱案を例示しつつ、目的、構成員、業務は柔軟に設定できることを周知。

7. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

基本的方向性

- 研修機会の確保、研修事項、研修体制の基本的考え方を示す。
- 研修体制が確保されていない都道府県等の体制の構築に対する支援のあり方を示す。

具体的措置

- 保守点検の登録に関する条例において、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようにすること（措置方法の明示：登録要件に管理士研修受講を追加、有効期間中の受講義務付け等）
 - 研修事項は、全国統一的に講習すべき事項（浄化槽行政の動向、浄化槽の構造と機能、浄化槽の保守点検と清掃）と各地域の実情に応じて講習すべき事項を含める。
 - 研修体制は、1）都道府県で体制整備が確保される場合は、その体制を活用、2）都道府県で体制整備が確保されない場合は、広域的な地域を対象とした研修体制を構築する。
- ※ 研修教材の準備や広域的な地域の研修体制構築は、日本環境整備教育センターや全国浄化槽団体連合会が協力

5

1. 制度改正の動き

(6)浄化槽法の一部を改正する法律の概要①（令和元年6月12日参議院本会議で成立、6月19日公布）

法改正の背景

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

- ・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の53%、400万基残存。
環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5
- ・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

※施行日：令和2年4月1日

第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。
⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。
（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

二 排水設備の設置等

- ・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。
⇒違反者には勧告・命令が可能。
- ・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- ・排水設備の検査 ・ 使用に係る料金 など

第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

6

1. 制度改正の動き

(7) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要②

背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

上部破損



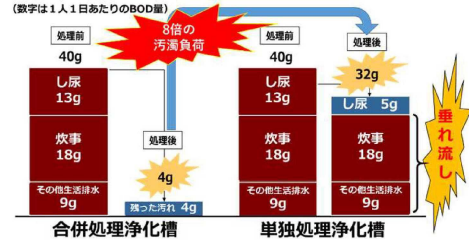
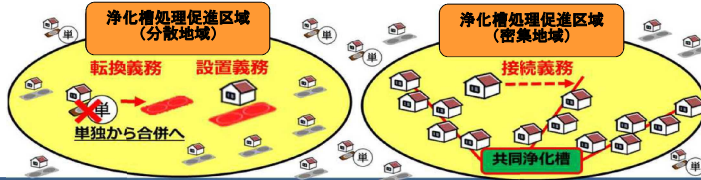
- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約6,000件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

単独転換浄化槽設置工事



- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

- 自然的・経済的・社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



- 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約8倍。生活雑排水は垂れ流し



7

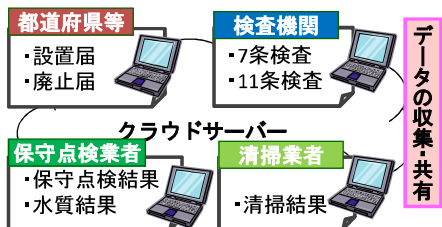
1. 制度改正の動き

(8) 浄化槽法の一部を改正する法律の概要③

浄化槽の管理の向上

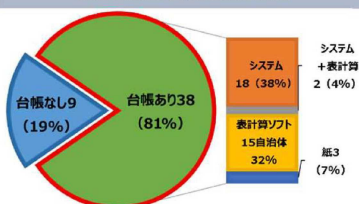
- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化

浄化槽台帳システムのイメージ



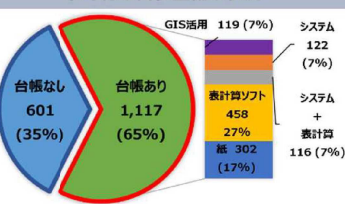
- 維持管理状況等の的確な把握により、きめ細かな管理や指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を推進
- 関係者の連携による精度の向上が必要

都道府県の台帳整備の状況



- 約20%が台帳未整備
- システムによる台帳管理は約40%

市町村の台帳整備の状況



- 約35%が台帳未整備
- GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）

- 保守点検業者の登録時に浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化



- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- 保守点検業者の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質の確保策を要件化

- 環境大臣の責務規定として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

8

1. 制度改正の動き

(参考)特定既存単独処理浄化槽に対する措置①

「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針※
(ガイドライン)【概要】 ※ 環境大臣が定める指針

地方公共団体が「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる考え方及び「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すもの。

第1章「特定既存単独処理浄化槽の措置」の検討

1. 法に定義される「特定既存単独処理浄化槽」
2. 具体的事案に対する措置の検討
 - (1)「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の概要
 - (2)「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の要否の判断
 - (3)11条検査と立入検査の関係

第2章「特定既存単独処理浄化槽の措置」を講ずるに際して参考となる考え方

1. 「特定既存単独処理浄化槽」の判定の参考となる事項
2. 「特定既存単独処理浄化槽」を把握するための根拠となる情報

第3章「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置の実施

1. 立入検査 (1)立入検査の実施(2)指定検査機関との連携
2. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への助言又は指導 (法附則第11条第1項)
 - (1)「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への告知
 - (2)指導又は助言後の対応
3. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への勧告 (法附則第11条第2項)
4. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への命令 (法附則第11条第3項)
 - (1)弁明の機会の付与(2)命令の通知(3)処分等の求め
5. 勧告又は命令後の対応

別紙

〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項

〔別紙2〕判定の考え方

〔別紙3〕「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

9

1. 制度改正の動き

(参考)特定既存単独処理浄化槽に対する措置② ～ガイドライン〔別紙〕の概要～

〔別紙〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項

「特定既存単独処理浄化槽」の判断に際して参考となる基準を示すもの。
以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断している必要がある。

<外形状況や性能状況(一例)>

①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	・浄化槽本体に大きな破損または劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している(槽内水位が所定位置より大幅に低下)。等
水平の狂い	・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流がある。等

②その他の項目

項目	参考となる事項
ばっ気装置	・適切な水流が確保されていない。
消毒装置	・消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、放流管渠	・定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損または漏水がある。等

<周辺環境への影響(一例)>

③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が4度(4cm)未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対しての規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
飲用井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

<参考となる情報>

④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体又は内部設備(②その他の項目に係る附帯設備を含む)で補修や部品の交換を行なった実績がある。
構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽(昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む)である。

〔別紙〕「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

(1)除却

■ケース1:「①重要項目」に1つでも該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当

■ケース2:「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に1つでも該当

(2)補修や付帯設備の交換

■「特定既存単独処理浄化槽」に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽

10

1. 制度改正の動き

(参考)浄化槽台帳の整備項目

- 設置状況
 1. 浄化槽ID (浄化槽番号)
 2. 浄化槽設置届出日
 3. 設置場所の地名地番
 4. 設置者電話番号
 5. 浄化槽型式名
 6. 浄化槽メーカー名
 7. 方式名
 8. 処理の対象 (①単独②合併)
 9. 建築物用途
 10. 処理対象人員
 11. BOD除去率 (%)
 12. 処理水BOD (mg/L)
 13. 河川、側溝、地下浸透等の放流先 等
- 7条検査の実施状況
 1. 検査日
 2. 工事業者名
 3. 検査結果
 4. (7条検査不適正の場合) その原因 等
- 11条検査の実施状況
 1. 検査日
 2. 検査結果
 3. (11条検査不適正の場合) その原因 等
- 保守点検の実施状況
 1. 保守点検実施日
 2. 保守点検業者名
 3. 点検記録 (臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報を含む) 等
- 清掃の実施状況
 1. 清掃実施日
 2. 清掃業者名
 3. 清掃記録 (清掃前点検による臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報を含む) 等
- その他

下水道台帳との突合や空家情報等からみた使用実態に関する情報 等

11

2. 令和2年度予算

(1)令和2年度浄化槽整備関係予算の概要

改正浄化槽法の成立を受け、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽処理促進区域指定を受けた浄化槽整備の促進及び浄化槽台帳整備の促進を図る。

○循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

市町村の自主性と創意工夫を生かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金 (単位:百万円)

	令和元年度 予算額		令和元年度 補正予算	令和2年度 予算		対前年度比
循環型社会 形成推進交付金	9,577 (9,979)	うち臨時 特例分※ 1,000	1,000	9,613 (10,196)	うち臨時 特例分※ 1,000	100.4 % (102.2 %)

()内は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額
※防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策費

○二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(浄化槽分)

既設の中・大型浄化槽の省エネ改修及び本体交換により低炭素化を図るための補助金 (単位:百万円)

	令和元年度 予算額	令和2年度 予算	対前年度比
二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金	2,000	1,800	90.0 %

12

2. 令和2年度予算

令和2年度予算 9,613百万円(9,577百万円)
令和元年度補正予算 1,000百万円

(2)循環型社会形成推進交付金の概要

【事業目的】

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
- ② 浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者（保守点検、清掃）の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。
- ③ 令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。

【事業内容】

●浄化槽設置整備事業(個人設置型)(交付率1/3)

改 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)
(交付率1/2)

改 改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大(管理組合等が行う共同浄化槽(100人以内)の整備(流入管を含む))(交付率1/3、1/2)

●公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)(交付率1/3)

改 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)
(交付率1/2)

改 商業地域等で通常よりも多量の汚水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の人槽規模の特例の設定 (交付率1/3、1/2)

改 市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加 (交付率1/3)(令和元年度補正予算～)

新 浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)

浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

新 地方公共団体(都道府県及び市町村)が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な、設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び既に浄化槽台帳を整備している自治体(都道府県及び市町村)が行う既存の台帳システムを環境省が省令等で定める内容に沿って改修する事業に要する費用への補助。(交付率1/3)(令和元年度補正予算～)

【補助対象、事業イメージ】

○浄化槽設置整備事業(個人設置型)

助成対象額(4割)

個人負担(6割)

2/3(1/2) 市町村 1/3(1/2) 国

○公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)

個人負担(1割)

17(12)/30 市町村負担

10(15)/30 国

国庫助成対象額(10割)

○浄化槽台帳の整備を通じた管理の向上

悉皆調査

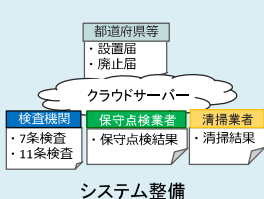
浄化槽台帳の電子化・システム化



紙媒体



電子媒体



13

2. 令和2年度予算

令和2年度予算
1,800百万円(2,000百万円)

(3)省エネ型浄化槽システム導入推進事業

事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿化を図る。

事業内容

- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 改 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

補助内容

浄化槽(中・大型浄化槽)省エネルギーシステム導入支援

・浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



・大型浄化槽の機械設備の例

(高効率ブロワ)



(スクリーン)



(イバー制御装置)



エネルギー起源CO₂の排出抑制

14

2. 令和2年度予算

(4)浄化槽リノベーション推進事業費

事業目的

- 浄化槽の災害推計や被災リスクを整理し、災害時の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成し、頻発する災害に対応した浄化槽の防災機能の向上による国土強靱化を図る。
- 全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法の検討や、浄化槽台帳のビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行うことにより防災機能の向上を図る。

事業内容

令和元年台風15号および19号による水害や長期間に渡る停電の発生を受け、浄化槽への浸水・土砂の流入による内部破損、放流停止による使用不可、汚水処理能力低下等の報告があったところ。

浄化槽の設置状況や維持管理情報を統合した浄化槽台帳の普及を図るとともに、浄化槽台帳とハザードマップ等を活用して地域単位での災害推計や被災リスクを明らかにして、当該地域の早期復旧に資する仕組みや広域的な復旧体制作りを行うための指針を作成する。

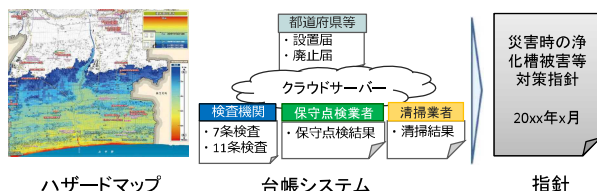
また、全国の浄化槽台帳に集積された情報を統合する手法を検討するとともに、統合されたビッグデータを活用することによる管理の高度化に関する検討を行う。

事業スキーム

■事業形態：請負事業 ■請負者：民間業者・団体 ■実施期間：令和元年度～4年度（予定）

事業イメージ

災害時の早期復旧に資する仕組みや復旧業者の体制作りを行うための指針



ビッグデータの活用検討



15

参考

宅内配管助成にかかる実施状況調査

令和元年度5月時点における単独転換に伴う宅内配管工事への助成の実施状況等について、各自治体に対して調査を行った。その結果、有効回答があった1,446市町村のうち、国費を利用した宅内配管助成を行っている自治体は225市町村(15.6%)にとどまっている。また、実施をしていない1,221市町村(84.4%)のうち、今後実施予定がある市町村についても130自治体(9.0%)にとどまっている。

改正浄化槽法は単独転換を早急に推し進めるものとなっており、今後さらなる単独転換を促進するためにも、各市町村において本制度を積極的に活用していくことが必要。

◎宅内配管助成についての調査

宅内配管工事に対する助成を実施しているか（有効回答1446市町村）

している	していない
225	1221

していないのうち

今年度中に開始予定	来年度以降に実施予定	現在検討中（未定含む）	実施する予定はない	無回答
27	103	547	543	1

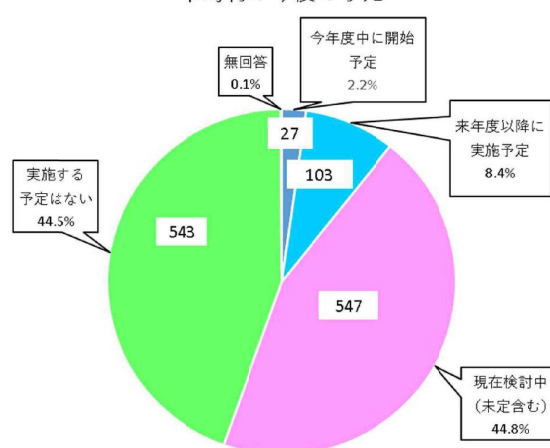
開始時期
今年度開始

5月	2
6月	3
7月	8
8月	2
9月	3
10月	5
未定	4

来年度以降に開始

令和2年度	92
令和3年度	9
未定	2

宅内配管工事を実施していない市町村の今後の予定



16

参考

浄化槽台帳整備の必要性

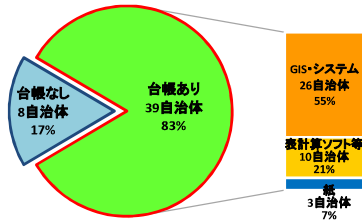
浄化槽台帳システムとは

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、そのほか浄化槽関係者からの情報を整理し電子データ化したデータベースとそれを管理するシステムで構成されたもの

現状と問題点

- 過去に蓄積した情報（設置・維持管理等）が紙ベースや複数の電子ファイルに分かれて保存。
- データの更新が不十分で設置基数、管理状況等が正確に把握できていない。
- 無届浄化槽、廃止済み浄化槽が十分把握できていない。
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない。

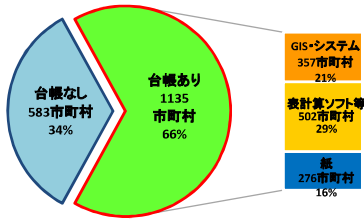
都道府県の台帳整備の状況



約17%が台帳未整備。
システムによる台帳管理は約55%

出典) 環境省、平成30年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

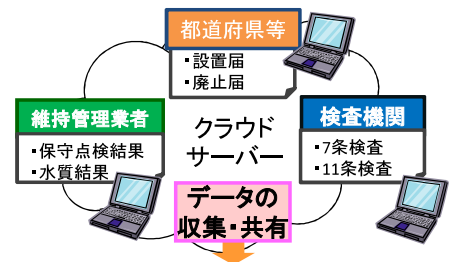
市町村の台帳整備の状況



約34%が台帳未整備。
GIS活用も含めたシステムによる台帳は約21%

出典) 環境省、平成30年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

浄化槽台帳システムのイメージ



維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能。
浄化槽管理の更なる適正化を推進！

浄化槽の単独転換対策、適正な維持管理の確立および災害対応力の強化に向けた情報整理・更新・精査が効率的に行える行政による浄化槽台帳整備が必要

17